

# 語臣猪麻呂（出雲国風土記）の言葉と表記

吉野政治

1

出雲国風土記は風土記選進を命じる和銅六一七二三年の詔から二十年后の天平五一七三三年に勘造されており、その和銅の詔では要求されていない神社・寺院の記事や兵要地誌的内容の記事なども含んでいる。これらのことから、和銅の詔に対して提出された解文（原風土記）の存在が想定され、それに記事の付加・補修の加えられたものが現存本であろうと考えられている。<sup>②</sup>このような成立過程が想定される現存本の文章には、和化漢文体（和文体を含む）と正格漢文体（以下、漢文体とのみ言う）との二種が認められるが、それらは「各郡の前半と後半とにわかれ、他の風土記の如く混合せず、極めてよく整理されてある」状態にある。具体的には、地名の由来や説話伝説などは和化漢文体で書かれ、山川の記事以降は漢文

体風に整えられている。例えば意宇郡の前半にある国引説話は、

國引坐八束水臣津野命詔「八雲立出雲國者 狹布之稚國在哉

初國小所作 故將作縫」詔而「袴衾志羅紀乃三埼矣 國之

餘有耶見者 國之餘有」詔而 童女胸鈕所取而 大魚之支太衝

別而 波多須々支穗振別而 三身之綱打挂而 霜黑葛蘭々耶々

爾 河船之毛々曾々呂々爾 國々來々引來縫國者 自去豆乃折

絶而 八穗爾支豆支乃御埼 以此而 堅立加志者 石見國與出

雲國之堺有 名佐比賣山是也 亦持引綱者 蘭之長濱是也

のごとく和文体で書かれ、例えば嶋根郡の後半にある朝酌促戸の渡

しの記事は、

東有通道 西有平原 中央渡 則筥巨東西 春秋入出 大小雜

魚 臨時來湊 筥邊駟駭 風壓水衝 或破壞筥 或製日腊 於

是被捕 大小雜魚 濱諫家闈 市人四集 自然成鄼矣

のごとく漢文体に整えられている（引用は原則的に古典文学大系本による）。

この両文体の文章に関連して、それぞれ次のような指摘がある。先ず、小島憲之氏の、

（本風土記の）表現上の糧は漢籍より得た点が多く、それによつて詔の内容を記述する。また修辭の方面に於ては、山川草木禽獸などの怪異を述べた山海經などを参考にし、特に文選語の利用、それによる潤色は著しい。この点に於て播磨などの風土記よりも漢籍の利用は著しく、文選特にその賦の語句は自家葉籠中のものとしてゐたことが察知される。文選語を利用した箇所は、全巻にわたつてみられるが、特に各郡の山川以下後半の部分に多く、この部分は漢文体的である。

という指摘は、漢文体の文章に関連するものであるが、この点から小島氏は、

このやうな述作は、和銅の詔に近い頃では成書としての完成は容易ではない。現存本の天平五年の勘造までには、やはり国庁を中心とする文章上の補訂潤色のほかに、（中略）兵要地誌的な記事の付加、或は爾雅などの漢籍による物産考証の記載なども行はれたものと云へる。もしかりに、出雲国風土記の成立を下令後二十年を経た天平期の勘造そのままを認めるとしても、

その間に幾度かの潤色上の過程があつたことは認めざるを得ない。

という結論を出されている。

一方、和化漢文体の文章に関しては、沖森卓也氏に、

○「踊躍為」（大原郡佐世郷条）の「為」は敬語動詞を構成する接尾語スに相当するもので（すなわちラドリズではなくラドラス）、このような「為」の用法は「告為」（卷4・五九〇）などの例のある萬葉集の表記と共通するものである。また、「將娶給為而」（神門郡八野郷条）等の「將：為而」（：むとして）の形は、上の句を受けた「為」を後置させている点で古事記の「為將：」「將為：而」より更に和化されていると認められる。

○「霜黒葛闇々耶々尔」（意宇郡条）における二音節訓仮名の「闇」の用法は古事記より更に和化したものであり、また「耶」は表意的側面をもつ訓仮名であるが、萬葉集の「波之異耶之」（卷6・一〇五九）と通じるところがある。

○正訓字に続く付属語が「宇良加志給鞆」（仁多郡三沢郷条）のように借訓字表記されるのは、古事記では地の部分には見られないものであり、萬葉集の「思鞆」（7・一二〇七）などとの関係が想定される。

などの指摘があり、これらの点を踏まえて、沖森氏は、

総じて本風土記の文体は「古事記」や統紀宣命の表記の枠を越えており、『万葉集』に見える非略体表記のようなものに近い性格を有している。このような和化の度合の高い表記は天平五年（七三三）の成立という時代性に起因すると考えられ、…という結論を出されている。

すなわち、両文体の文章ともに、和銅の頃のものとは考えられない特徴が含まれているようであり、想定される「原風土記」の文章は、現存本のものとはかなり異なるものであったと想定される。

ただ、その「原風土記」との異なり方は、それぞれの文体で相違するようである。漢文体的に整えられている部分は、兵要地誌的な記事が象徴するように「原風土記」には無かったものであったり、あったとしても漢文体的文章に整えるために言葉そのものの改変が行われたりした可能性がある。一方、和化漢文体で書かれている部分は、既に「原風土記」から同じ文体で書かれたものが存在していたと思われるが、勅造の際などの書き換えは表記の仕方に限るものであって、言葉そのものを改変することは原則的には行われなかったものと想像される。和化漢文体は伝承された内容を言葉そのままに伝えるために敢えて保たれた文体であると考えられるからである。

ところで、和化漢文体で書かれているものの、和銅の頃の「原風土記」の文章を踏まえたものではなく、国庁において新たに書かれ

たものではないかと思われる例がある。本稿で取り上げるのは、その例外的存在の文章の言葉と表記に関する問題である。

## 2

小島氏の言われたように、各郡の文章は山川の記事以降と以前とで、かなりはつきりした文体の違いが認められるが、これに反する箇所がいくつか見出される。

そのうち特に注目すべき箇所が二箇所ある。一つは、漢文体的特徴の濃い文章が存在する嶋根郡後半の記事に、「加賀神埼 卽有窟高一十丈許 周五百二步許 東西北通」の割註として存在する和化漢文体の文章である。

所謂佐太大神所産坐也。産坐臨時、弓箭亡坐。爾時、御祖神魂命御子 枳佐加比賣命願「吾御子 麻須羅神御子坐者、所亡弓箭出來」願坐。爾時、角弓箭 隨水流出。爾時、取弓詔「此弓者、非吾弓箭」詔而、擲廢給。又、金弓箭流出來。卽待取之坐而、「闍鬱窟哉」詔而、射通坐。卽、御祖支佐加比賣命社、坐此處。今人、是窟邊行時、必聲磅礫而行。若密行者、神現而、飄風起、行船者必覆。

もう一つは、逆に和化漢文体で書かれるのが一般の位置に漢文体的特徴の濃い文章が存在する例であるが、意宇郡前半（安来郷）の、

ワニ（蛟）に娘を殺された語臣猪麻呂が復讐を遂げた話を伝える文章がそれである。

語臣猪麻呂之女子 逍遙件埼 邂逅遇和爾 所賊不販 爾時  
 父猪麻呂 所賊女子 置斂濱上 大發苦憤 號天踊地 行吟居  
 嘆 晝夜辛苦 無避斂所 作是之間 經歷數日 然後 興慷慨  
 志 磨箭銳鋒 撰便處居 即擅詭云 「（中略）」者 爾時 有  
 須臾而 和爾百餘 靜圍繞一和爾 徐率依來 從於居下 不進  
 不退 猶圍繞耳 爾時 舉鋒而刃中央一和爾 殺捕已訖 然後  
 百餘和爾解散 殺割者 女子之一脛屠出 仍和爾者 殺割而挂  
 串 立路之垂也

前者は、各郡の前半にある説話伝説の記事と同様に、和銅の頃に各郡から提出されたものを利用したものであろう。割註部分であるから、特に漢文体に整え直さなかつたものと思われる。<sup>⑦</sup>

後者の文章の漢文的特点については改めて言うまでもないが、「號天踊地」（天に號び地に踊り）・「行吟居嘆」（行きて吟ひ居て嘆き）等の対句や「逍遙」<sup>あそぶ</sup>「邂逅」<sup>たまたまに</sup>「苦憤」<sup>いきどほる</sup>「經歷」<sup>みる</sup>「慷慨」<sup>いさどほる</sup>「圍繞」<sup>む</sup>（訓みは古典全書本）等々瀕出する漢語的字面、さらに「猶圍繞耳」の「耳」は四字句に揃えようという意図から用いられたものであり、「逍遙件埼」の「件」また「殺捕已訖」の「已訖」などの文書用語と考えられるものがこの位置に使用されるのも同様の意図

によるものと思われる。「件」は本来「上件」「前件」のような形で用いられるものであり（本風土記にも「前件」三例・「右件」一例が見える）、このように一字で用いられるのは本来的な用法ではない。<sup>⑧</sup> そのような使い方がなされているのは四字句に整えようとする意識からであろう。

ところで、右の語臣猪麻呂説話の引用部分の前には「飛鳥淨御原御宇天皇御世、甲戌年七月十三日」とあり、引用部分の後には割註で「安來郷人 語臣與之父也。自爾時以來至于今日、經六十歲」とある。飛鳥淨御原御宇天皇御世の甲戌年（天武三年）から六十年目は、本風土記勸造の年の天平五年にあたる。とすれば、この文章は天平五年に国庁において勸造の際に新たに書き加えられた文章であり、それゆえこの文章は他の説話伝説とは異なり、漢文体になつているものと推測される。

この語臣猪麻呂説話は、「現在の実話を語つてゐるだけに、文章も祈念の文句も注意」（古典全書）されるのであるが、引用部分で中略とした猪麻呂の祈念の文句は次のように和化漢文体で書かれて

天神千五百萬 地祇千五百萬 并當國靜坐三百九十九社 及海  
 若等 大神之和魂者靜而 荒魂者皆悉依給猪麻呂之所乞 良有  
 神靈坐者 吾所傷給 以此知神靈之神

この部分だけが文体を異にするのは、祈念の文句であり、言葉そのものを再現する必要があったからであろう。日本語表記史をたどる場合、和化漢文体また和文体で書かれた文章が特に注目されることは言うまでもない。前掲沖森氏の論文もこの観点からこの文体を対象とする研究であった。本稿もまた同様の目的から、確実に天平五年の時点で書かれた例として猪麻呂の祈念の言葉とその表記法を特に取り上げたい。

ただ、この短い文句の中でも、これまで訓みが定まらない部分がある。先ず「良有神靈坐者」は、

- イ 良まことに神靈有ること坐ましませば (萬葉緯本)
- ロ 良まことに神靈坐すこと有らば (倉野本)
- ハ 良まことに神靈し坐ましまさば (古典全書本)
- ニ 良まことに神靈有らませば (古典大系本)
- ホ 良まことに神靈に有らませば (古典大系本)

(土橋寛『日本語に探る古代信仰』)

などの訓みが試みられている。イ・ロの訓みは「有」「坐」をともに動詞用法と理解したものであるが、ハの訓みに比べて不自然な言葉づかいと言わざるをえない。そのハは「有」を不説にしたものと思われるが、和化漢文体また和文体では、不必要なものは(少なくとも文中では)書かないのが原則であり、この「有」の処理には疑

問が持たれる。ニは「坐」を「助動詞マシの未然形。居ルの敬語マシの活用形ではない」とする。ホも同様の考え方であろう。もし、この説が正しければ、「坐」がそのような語の用字として用いた例は他に見出されないので注目すべき例となるが、上代では助動詞マシの未然形は、マシと呼応して、反実仮想の表現にのみ使用され、この場合に適しない。<sup>10)</sup>

続く「吾所傷給」もまた、

- イ 吾わがが傷いためるを助たすけ給へ (内山真竜『出雲風土記解』)
  - ロ 吾わがを傷いたらしめ給へ (古典全書本)
  - ハ 吾わがに傷そこなはしめ給へ (古典大系本)
- などと訓まれ(イは「傷助給」と「助」を補う)、さらに萬葉緯本には「吾ニ所レ傷ソコナ給ヘ」とあり、「和尔乎」「乎」は疑問の助詞「か」で、「和尔」の脱かの意」という傍書が「傷」と「給」の間に挿入する形になっているので、

ニ 吾わがに傷そこななふ所ところの和爾わにを給たまへ

と訓んだことになる。「傷」の訓みは措き、この「吾所傷給」では「所」と「給」の理解の仕方が揺れていることになる。「所」については、イは完了の助動詞、ロは尊敬の助動詞、ハは使役の助動詞、<sup>11)</sup>ニは所謂接続代名詞的用法と理解され、「給」については、イ・ロ・ハは補助動詞用法、ニは本動詞用法と理解されているわけであ

る。

3

訓みが定まらない場合、国語学的な検討と平行して、別の観点から蓋然性の高い訓みを探る試みも必要であろう。この猪麻呂の言葉の場合は、ウケヒを利用し、神を脅迫して、願いごとを聞き届けるように仕向けたものであることに注目すべきであろう。<sup>17)</sup>

この場合のウケヒは、あらかじめ「Aであればaの事態が（Bであればbの事態が）起きる」と定めておき、実際に起こったa（またはb）によって、A（またはB）が真実であることを判断する卜占である。<sup>18)</sup>

I ①若、有<sup>A</sup>天人之烟者、<sup>a</sup>来覆我上、若、有<sup>B</sup>荒賊之烟者、<sup>b</sup>去靡海中。

（常陸国風土記）

②若、<sup>A</sup>国神之子者、<sup>b</sup>産不幸、若、<sup>B</sup>天神之御子者、<sup>b</sup>幸。（神代記）

II ③朕西欲求財国、若、<sup>A</sup>有成事者、<sup>a</sup>河魚飲鉤。

（神功皇后摂政前紀）

④因拜此大神、<sup>A</sup>誠有駭者、<sup>a</sup>住是鷲巢池之樹鷲乎、<sup>a</sup>宇氣比落。

（垂仁記）

⑤誠有欲吾祀者、<sup>A</sup>此幡順風飛往、<sup>a</sup>墜願吾之神辺。

（肥前国風土記）

⑥<sup>A</sup>吾御子、<sup>a</sup>麻須羅神御子坐、<sup>a</sup>所亡之箭出来。（出雲国風土記）

Iのように「Aならばa、Bならばb」と完全な形で表現する場合は、「若<sup>もし</sup>A者<sup>は</sup>a、若<sup>もし</sup>B者<sup>は</sup>b」と書かれ、「若」「者」が省略されることは無いようであるが、IIのように「Bならばb」を省略する場合は、「若」の語を省くことが多く、例⑥のように「者」が無表記の場合もある。問題とする猪麻呂の言葉もIIの形であり、

<sup>A</sup>良有神靈坐者、<sup>a</sup>吾所傷給

であると考えられる。その後が続く「以此知神靈之所神」（ここをもちて神靈の神たる所を知らむ。この訓みについては後述）という言葉は、「Aならばa」を逆転させて、「現実にはaの事態が起こったならば、それでAであると認めよう」とダメをおしているのであり、「Aならばa」を「aならばA」と逆命題の形で言っ、

如、<sup>もし</sup>吾所生、<sup>これは女めらば</sup>是女者、<sup>これは男めらば</sup>則可有為有濁心、<sup>若</sup>是男者、<sup>則</sup>可有為有清心。

（神代紀本文）

の例と同じような言い方である。したがって「神靈之所神」と「良有神靈坐」とは同様の意味と考えられる。その「以此知神靈之所神」の部分は「そうしたら神靈が本物の神であることを信じましょう」というような意味である。即ち神靈の真偽を内容とする。とすると、「良有神靈坐者」の訓は、神靈の存在を問う形になるものよりも、神靈の真偽を問う形のを想定すべきであろう。<sup>19)</sup>

一方、aの「吾所傷給」の意味するところは実際に起こった事態から推測されるはずである。それは、

その時、須臾ありて、和尔百餘、静かに一つの和尔を圍繞みて、徐に率依り来て、居る下に從きて、進まず退かず、猶圍繞り。

という事態であり、その後の

その時、鋒を挙げて中央なる一つの和尔を刃して、殺し捕ることに已に訖へぬ。

という事態以降は含まないと思われる。みづからの意志の及ぶところ、自力で成しうるところは卜占であるウケヒの対象ではなく、猪麻呂は自力では不可能なこと（娘を殺したワニを見つけ出すこと）を、ウケヒを利用して、神を脅迫する形で求めたものと理解される。とすれば、「吾所傷給」は萬葉緯本の「吾に傷なふ所の和尔を給へ」のような理解が良いということになる。

4

前節の考察を踏まえ、猪麻呂の言葉全体を私に訓み下せば次のようになる。

天神千五百萬、地祇千五百萬、并に当国に静り坐す三百九十九の社、及海若等。大神の和魂は静りて、荒魂は皆悉に猪麻呂が

語臣猪麻呂（出雲国風土記）の言葉と表記

乞む所に依り給へ。良なる神靈にし坐さば、吾が傷はむ所を給へ。此を以ちて神靈の神たる所を知らむ。

右のように訓みを想定した上で、特にこの文章の用字法・語法として問題となることを挙げれば、次の二点であろう。

イ 「良有神靈坐者」の「有」の用字法

ロ 「吾所傷給」また「知神靈之所神」の「所」の語法

右の他に「良有神靈坐者」の「坐」を従来とは異なつて、指定のマスと理解したが、同様の例は出雲国風土記に、

吾御子、麻須羅神御子坐、所亡弓箭出来（嶋根郡加賀神埼条）

伊弉奈枳乃麻奈古坐熊野加武呂乃命（意宇郡出雲神戸条）

とあり、すでに古事記にも、

是者天皇坐那理（心神記）

御歯者如三枝押齒坐也（顕宗記）

「然坐者恐。立奉」（神代記）

とあり、統紀宣命・祝詞・萬葉にも、

天豆日嗣之位者大命尔坐世（三詔）

天下遠撫惠備賜事理尔坐君乃御世（一三詔）

天方万物乎能覆養賜比慈備啟美賜物仁坐頂（四二詔）

天皇我大命尔坐世（祝詞・春日祭）

皇者神尔之坐者（萬二・二四一）

齋祭神二師座者

（萬13・三二二七）

などの例が見られるので、特にここでは問題としなくても良いと思われ。

イ「良有神靈坐者」（良なる神靈にし坐さば）。「良に神靈に坐すならば」とも訓めそうであるが、指定の助動詞ナリが活用語に付いた例は上代には無いようである。また、マコトナリという語は上代には確かな例がないが、

事不虛 末已上奈利介利

（日本紀私記丙本）

斯（ノ）言（イ）允なる（コト）かな「矣」

（松田本四分律行事鈔平安初期点）<sup>16</sup>

この皮衣は火に焼かむに、やけずはこそまことならぬ

（竹取物語・火鼠の皮衣）

於与豆礼加母多波許止乎加母云、信之有者

（統紀宣命五一詔）

などの例から存在していたと考えてよいだろう。

ナリに「有」を用いた例は、すでに萬葉集に「常有沼鴨」<sup>17</sup>（6・

九二二）「常石有命」（11・二四四四）などの例が見え、播磨国風土

記にも「故仍云、間有哉。」（賀毛郡穂積里条）の例が見られるが、

ここで問題となるのは、本風土記で指定のナリには「在」字も用いられており、それとの関係である。

「八雲立出雲国者狭布之稚国在哉」

（意宇郡）

「吾敷坐山口処在」

（嶋根郡朝酌郷）

「此国者丁寧所造国在」

（嶋根郡手染郷）

「甚久々麻々志积谷在」

（飯石郡）

「此国者雖小国国処在」

（飯石郡須佐郷）

波多郡美命天降坐処在

（飯石郡須佐郷）

「是者尔多志积小国在」

（仁多郡三沢郷）

右の例はすべて地名の由来を述べた文章に見られる。沖森卓也氏は、右の例について「指定のナリに『在』が用いられるのは萬葉集では一七％に過ぎず、古事記でも『有』であるから、奈良朝中央官僚系の用字法ではなく、辛亥年造像記などの古い用字法の流れをくむ地方性用字であろう」と言われているが、おそらくそのように考えてよいものと思われる。これらの「在」字を含む文章は和銅の頃に各郡から国庁に提出された資料をもとにしたものと考えられるものであった。それに対し、猪麻呂の言葉の「良有」は国庁において新しく書かれた可能性のあるものである。したがって、同じ出雲国風土記の文章であっても、指定のナリ（ニアリ）の用字は、各郡の書記者と国庁での書記者とで、または和銅の詔に近い頃と天平の勘造の頃とは異なっていたことになる。ただ、上接語が「国・処・谷」という土地を表すものと「良」という状態を表すものという違いが



あり、その違いによる書き分けと考えることもできる。「其底陶

器・甕・甗等類多有也」(秋鹿郡惠曇池)や「国稚美好有」(秋鹿郡

惠曇郷)のような「有」も「良有」の「有」と同じような意味を表

わすものであるが、後者は漢文体的特徴の濃い後半の記事に見られ

るものである。前者は前半部分に見られるものであるが、同じ秋鹿

郡前半には「御狩為坐時」(大野郷)というような動詞「為」の目

的語を前置させた例も見える箇所である。とすれば、上接語の違い

による「在」「有」の書き分けが意識されていたとしても、それは

国庁における書き手においてであらう。<sup>18)</sup>

口「吾所傷給」は「吾が傷はむ所を給へ」と訓んだが、「所」は

モノの意で使用されているものであろう。トコロをモノまたコト・

ヒトの意に用いるのは、日本語固有の用法ではなく、漢文の「所」

字の訓読によって生じたものと言われている。<sup>19)</sup>

希求する所に随(ひ)て、皆(一合)満足(せ)しむ(る)ガ

(一とし)。「譬」諸の商人の採(ト)所。「採所」「たる」の寶

諸のゴトシ。(地藏十輪經元慶七年点)<sup>20)</sup>

古事記・続紀宣命にも下接の動詞を体言化する「所」があり、ト

コロと訓むべきものとされる。<sup>21)</sup>

天皇詔「佐那岐、阿藝之言(注略)、如我所思」(応神記)

赤猪子答曰「(中略)今谷姿既耆、更無所持」(雄略記)

拙久劣而無所知

天乃授賜<sup>方</sup>所方漸々<sup>現</sup>奈武念<sup>天</sup>念<sup>毛</sup>

「吾所傷給」の「所」は、右のような「所」と同じものと考えら

れる。ただ、このトコロの用法は、上代では古事記・続紀宣命とい

う漢文訓読との関係が深い文章にのみ見られるものである。この点

に疑問が持たれるが、中田祝夫氏は宣命に用いられることを「公式

の嚴肅を尊ぶ」ことと関連させて考えておられ、神に対して用いら

れた語臣猪麻呂の言葉もその点は同じであつて、日常語とは異なる

言葉使用であることが注目される。「活用語連体形十トコロ(モノ・コト等の意)」という言い方は、宣命に限らず、公式の改まっ

た時の表現に用いられていたことを示す例として積極的に捉えたい。

「知神靈之所神」の「所」もまたトコロと訓むものであろう。古

典大系本・古典全書本はともに「神靈の神たるを知らむ」と訓み、

「所」をタルの表記とする。「所」をタルと訓むことについては、沖

森卓也氏に、上代には助動詞タリを「所」で表記したと見られる確

例はなく、

是以令文所載<sup>多流</sup>跡止為而 (続紀宣命第二詔)

の「所載<sup>多流</sup>平」が唯一それらしい例として挙げられるだけであつて、

上代においては「タルと訓む場合があるにせよ、『所』字は連体修

飾格指示が本体であつて、タルは訓み添えであつたと考えるべきで

(五詔)

(三一詔)

あろう」とする論があり、山口佳紀氏に<sup>⑤</sup>、古事記の「所」十動詞(「十之」)十名詞の形式における動詞の表す動作は既実現のものに偏っており、この場合の「所」は完了ル・タルを表記したものと考えてよいとする論がある。このような議論があるものの、それは「所」十動詞の形のものについての議論であり、「所神」のよいうな「所」十名詞の形のものに及ぶものではない。したがって、この「所神」の「所」の場合をタルと訓むことには躊躇されるのである。ただ、トコロと訓むものであっても、この「所」は前の「吾所傷給」の場合の「所」とは異なり、

何乎怨志峻所止志加然将為

(統紀宣命第一八詔)

の例と同様に、抽象的なコトの意である。

注

- ① 「畿内七道諸国。郡郷名著好字。其郡内所生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物。具録色目。及土地沃瘠。山川原野名号所由。又古老相伝旧事異事。載于史籍言上」(続日本紀和銅六年五月甲子条)
- ② 田中卓「出雲国風土記の成立」(『出雲国風土記の研究』出雲大社1953.7所収)
- ③ 小島憲之「上代日本文学与中国文学 上」(『塙書房1962.9』第四篇第二章「諸風土記の述作」六五〇頁)
- ④ 小島氏前掲書六五〇頁
- ⑤ 冲森卓也「風土記の文体について」(『小林好規博士退官記念国語学論

集』汲古書院1992.3所載)

⑥ 細川本により、「置」を補う。

⑦ 冲森氏注<sup>⑤</sup>論文では、常陸風土記の割注に和化漢文・宣命書き・萬葉仮名文が見えることについて、「本文ではなく割註であるが故に、和化された用法が端なくも現れたと考えられる」「本文には漢文体を採用し、和文体は副次的な文体として意識されていたことを物語るものである」と述べられている。

⑧ 小島氏前掲書六四七頁

⑨ 佐藤喜代治「日本文学史の研究」(明治書院1966.10)一〇六頁

⑩ 例えばアラマセバは上代では次のように用いられる。

思ひにし死にするものにあらませば「有麻世波」千たびぞ我は死にかへらまし  
(萬葉4・六〇四)

大船に妹乗るものにあらませば「安良麻勢波」羽ぐくみ持ちて行かましもの  
(萬葉15・三五七一)

ぬばたまの夜渡る月にあらませば「安良麻世婆」家なる妹に逢ひて来まし  
(萬葉15・三六七二)

ただし、訓点資料には次のような例がある。

謂ハク若シ(於)燃燈ノ所ニ、法トシテ菩提ヲ得シコト有ラマセバ(者)、是レ則チ有所得ニ爲リナム。  
(『聖語藏本金剛般若経讀述嘉祥四年点』)

この例について大坪併治氏(『訓点語の研究』風間書房1961.3)は「これは、マセバに対してムで結んだ珍しい例である。平安朝になつてマセの使用が衰へ、呼応の乱れ始めた結果であらうか」(一四〇頁)と言われている。

⑪ ロの訓みを採る加藤義成氏の『修訂出雲国風土記参究』(松江今井書店1961.5)に「いとおしく思ってお哀れみくださいの意。…しめ、は敬

語助動詞」とある。

⑫ 土橋寛「ウケヒ考」(『日本古代論集』笠間書院1980.9)

⑬ 注⑫に同じ。

⑭ 土橋寛「日本語に探る古代信仰」(中公新書1990.4)二〇四頁。加藤氏前掲書にも「それによって神霊が神でいらっしやることを知らしていただくまじょう」と訳されている。

⑮ 東洋文庫「風土記」(吉野裕訳)にも「まことに神かみしきみ霊でありなさるならば」とあり、加藤氏前掲書でも「良よに神霊かみたまし坐まさば」と訓み、語釈でも「真に神霊かみたまがありなるなら。(中略)神霊かみたまの存在を疑い責め試みようとしている」とあるものの、通釈では「真に神霊でいらっしやるなら」とある。

⑯ 中田祝夫「改訂古點本の國語學的研究 総論篇」(勉誠社1979.11)

⑰ 沖森卓也「上代文献における『有・在』字」(『国語と国文学』1979.6)

⑱ 是五人並其為人強力、亦衆類多之。(景行紀十二年十月条)

是五人並為人強暴、衆類亦多在。(豊後国風土記速見郡条)

右の二文は一方が他方を利用したものとされるものであるが、漢文では「多」とのみ書かれているものが、和銅の詔に近い頃の成立と考えられている豊後国風土記では「多在」と書かれているのも参考にならう。

⑲ 三矢重松「古事記に於ける特殊なる訓法の研究」・福田良輔「上代に於ける『所』字の特殊の用法に就いて」(『古代語文ノート』桜楓社1964.2所載)など。

⑳ 中田祝夫「改訂版古點本の國語學的研究 譯文篇」(勉誠社1979.11)による。

㉑ 中田祝夫注⑯著書(八四頁)、また山口佳紀「古事記における『所』字の用法と訓読」(『論集上代文学』第十八冊1990.10)など。

㉒ 中田氏注⑯著書(八四頁)

㉓ 三矢重松前掲書(六八頁)にも、

人動もすれば「所」に「タル」の義ありなど説くは、所謂和習的にて、早く此の時代より有りし者と見ゆ。出雲風土記に「良有神靈坐者、吾所傷助給、以報知神靈之所神」とある「所神」も珍しきが「為神」の「為」を違へたるなり。

とある。

㉔ 沖森卓也「上代文献における『所』字について」(『国語と国文学』1978.3)

㉕ 山口氏注⑱論文